

食料輸出規制の規律強化に向けて

—WTO 協定に関する考察と提言—

作山 巧

1. はじめに

本章は、連携研究スキームによる委託研究（農産物・食品の輸出制限的措置が先進国とグローバルサウスの食料需給・貿易構造に及ぼす影響に関する研究）において、筆者が担当した「輸出制限的措置の誘発要因分析と WTO（世界貿易機関）農業協定の考察」に関する報告である。前者の「輸出制限的措置の誘発要因分析」（政治経済学的、国際経済法的視点から輸出制限的措置が導入、継続される誘発要因の分析）については、研究の開始前後に複数の有益な研究成果が刊行されたため、独自の実証研究ではなく、筆者の既存研究を含む先行研究の要約を中心とした。他方で、後者の「WTO 農業協定の考察」（WTO 農業協定の文脈で輸出制限的措置の発動抑止に向けた新たな国際ルール構築の考察）については、行政部局から高い関心が寄せられたことに加えて、筆者が行政官として WTO ドーハ・ラウンド農業交渉を含む多くの国際貿易交渉に従事した経験があることから、研究の開始直後に公表された「OECD 食料輸出規制データベース」を活用して、重点的に取り組んだ。

食料輸出規制に関する先行研究は、経済学的なアプローチと法学的なアプローチに大別される（作山, 2012）。前者の主な対象は、①食料輸出規制の目的や決定要因、②発動の実態、③発動の影響といったもので、後者の主な対象は、④食料輸出規制に対する国際規律の現状、⑤WTO 紛争解決報告の解釈、⑥国際規律の改善策といったものである。本委託研究における研究項目は、その課題名が示すように、上記の③と思われるのに対して、本章の研究は、①や②の経済学的な分析と④や⑤の法学的な分析を踏まえて、⑥に関する政策提言をしている点が特徴である。本報告は、3 年間の研究期間中に、内外の多くの学会で報告した研究成果（作山, 2023; 作山, 2024b; 作山, 2024c; 作山, 2025a; 作山, 2025b; Sakuyama, 2025c）をとりまとめたものである。

本章の構成は以下の通りである。第 2 節では、輸出規制の定義を示した上で、国際貿易協定における食料輸出規制に対する規律の現状を概観する。第 3 節では、食料輸出規制の目的と理論モデルを概観した上で、その発動状況に関するデータセットを対比し、発動要因に関する実証研究の知見を要約する。第 4 節では、WTO 協定に違反する輸出制限の判断基準を示した上で、その実態を解明する。第 5 節では、複数のデータセットを接合することで、食料輸出制限に関する WTO 通報の遵守状況を検証する。第 6 節では、前節までの分析結果を踏まえて、食料輸出規制の規律強化に関する日本の戦略に関して政策提言する。第 7 節では、本章の貢献と限界を示した上で、日本政府として本件に関する継続的な取組

みの必要性を述べる。

2. 食料輸出規制を巡る国際ルール

本節では、輸出規制の定義を示した上で、国際貿易協定における食料輸出規制に対する規律の現状を概観する。

(1) 輸出規制の定義

「米国の輸出制限を補助金として扱う措置」に関する WTO 紛争解決パネル報告 (WTO, 2001) は、「輸出規制」(export restraint)を「輸出数量を明確に制限し若しくは輸出が許可される状況に対する明確な条件を付与する政府の法律や規則の形式を取った、又は輸出数量を制限する意図を持って製品の輸出に対して政府が賦課する課徴金若しくは税の形式を取った国境措置」と述べており、本章ではこの定義を用いる。このうち前者は数量による規制で、輸出禁止、輸出割当、輸出許可、最低輸出価格が含まれるのに対し (Wu, 2021: 24)、後者は価格による規制で、輸出税が該当する。本章では前者を「輸出制限」(export restriction)、後者を「輸出税」(export tax)と呼んだ上で、両者を合わせて「輸出規制」と総称する。

(2) WTO における規律の現状

WTO 協定で物品貿易を対象とする GATT (関税及び貿易に関する一般協定) では、輸出を制限する措置として関税以外を禁止し、この原則は輸出入に対して基本的に同様に適用される。具体的には、GATT 11 条 1 項は、「他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定している。つまり、輸出に関しては、「輸出税は容認する一方で数量制限は禁止」というのが GATT の原則である。輸出税に関する例外は、WTO への新規加盟国の加盟議定書であり、2015 年までに 16 か国が輸出税に対する一定の規律を受け入れたが、完全な禁止を約束したのは 2012 年に加盟したモンテネグロのみである (Marceau, 2016: 577-581)。

他方で、GATT 11 条 2 項(a)は輸出制限の例外について規定し、「輸出の禁止又は制限で、食料その他輸出締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、又は緩和するために一時的に課するもの」には、GATT 11 条 1 項は適用されない (GATT では輸出制限に輸出禁止を含まないが、上記のように本章の定義ではそれを含む)。ただし、食料に対する輸出制限には、WTO 農業協定の追加的な規律が課されている。具体的には、WTO 農業協定 12 条では、GATT 11 条 2 項(a)に基づく輸出制限を発動する加盟国は、それが食料輸入国の食料安全保障に与える影響を考慮しなければならない (12 条 1 項(a))。また、発動国は、輸出制限を実行可能な限り事前に WTO 農業委員会に通報し、要請があれば実質的な利害関係を有する輸入国と協議しなければならない (12 条 1 項(b))。上記の規律は、先進国と

当該食料の純輸出国である開発途上国に適用される（12 条 2 項）。

2000 年に開始された WTO ドーハ・ラウンド農業交渉では、主要な分野での進展は乏しく、輸出制限についても法的拘束力のある合意は得られていない。しかし、包括的な合意に最も近づいたとされる 2008 年のモデリティ 4 次案（WTO, 2008b: 32）では、輸出制限の通報は発動から 90 日以内、新規の輸出制限の適用期間は 12 か月以内といった規律が盛り込まれた。また、2022 年の WTO 閣僚会議では、「WFP（世界食料計画）による非商業的な人道目的の食料調達に対し輸出の禁止又は規制を実施してはならない」とする閣僚決定（WTO, 2022）が採択された。

（3）RTA における規律の現状

食料輸出規制に対する規律強化の手段としては、GATT 24 条に基づく RTA（地域貿易協定）もある。このため、2025 年末時点で発効している日本の 20 の EPA（経済連携協定）を対象に、輸出規制に関する規定を概観する。

まず、輸出税については、WTO 協定を上回る規律（WTO プラス）を含むのは 10 の EPA である。このうち、シンガポール、メキシコ、チリ、スイス、ペルー、豪州、EU、英国との EPA では、輸出税の新設・維持を禁止しているのに対し、ブルネイとの EPA では輸出税の新設のみを禁止している。また、CPTPP 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）では、譲許表に明記されたマレーシアとベトナム以外で輸出税の新設・維持を禁止している。他方で、残りの 9 の EPA では、輸出規制に関する規定は存在せず、フィリピンとの EPA では、輸出税の撤廃に向けた「最善の努力」を規定しているが、法的な義務ではないため WTO プラスとは言えない。

他方で、輸出制限に関しては、WTO プラスの規律を含むのは CPTPP 協定のみである。まず、通報の期限に関しては、同協定の「輸出制限－食料安全保障」（2.24 条）では、食料輸出制限の発動国は、例外なく事前の通報が義務づけられ、その期限は原則として 30 日前までとされている（2.24 条の 2 項(a)(i)）。これは、通報の期限を「実行可能な限り事前」と規定した WTO 農業協定 12 条 1 項(a)より厳しい。また、発動期間に関しては、CPTPP 協定では、通常は 6 か月、最長で 12 か月とされている（2.24 条の 5 項）。これは、「一時的に課する」の定義がないため事実上無制限となっている GATT 11 条 2 項(a)より厳しい。他方で、それ以外の EPA では、関税削減・撤廃以外の貿易ルールに関する規定がほとんどない日米貿易協定を除いて、WTO 協定の義務と整合的でない輸出入に関する非関税措置を禁止する旨の規定はあるものの、それは GATT 11 条 2 項(a)に基づく輸出制限の容認を意味するため、WTO プラスとは言えない。

3. 食料輸出規制の発動要因

本節では、食料輸出規制の目的と理論モデルを概観した上で、その発動状況に関するデータセットを対比し、発動要因に関する実証研究の知見を要約する。

(1) 食料輸出規制の目的

食料輸出規制の目的は、直接的には食料の国外への輸出量を減らして国内への供給量を増やすことにより、国内価格を引き下げることである。また、輸出税の場合は、輸出制限とは異なって関税収入を得られるため、歳入の確保という目的もある(山下, 2013: 25)。さらに、当該農産物が原材料の場合は、その輸出を規制することで国内価格が国際価格より低下するため、それを原材料とする国内加工業を保護する目的もある。主に先進国の輸入品目では、原材料(例えば大豆)の関税率を加工品(例えば大豆油)の関税率より低く設定することで、国内の加工業を保護するタリフ・エスカレーションの存在が指摘される。これと同様の目的で開発途上国において多用されているのが、加工品よりも原材料に対して相対的に高い輸出税を課す差別的輸出税である(山下, 2013: 25-26)。

(2) 食料輸出規制の理論モデル

食料輸出規制の決定要因を説明する理論モデルには、次の3種類がある。ここでは、輸出規制の例として、ミクロ経済学上の扱いが容易な輸出税を想定する(余剰分析は作山(2024a: 138-139)を参照)。

第1は、①生産者、②消費者、③政府(輸出税収入)の3つの主体の経済厚生に等しいウェイトを与える厚生経済学的アプローチである。輸出国が輸出税を課すと、当該国の国内価格が低下するため、①生産者の経済厚生は減少するが、②消費者の経済厚生は増加し、輸出税収入が発生するため③政府の経済厚生は増加する。この結果、輸出国の政策が国際価格に影響しない小国の場合は、国全体の経済厚生の変化が $① > ② + ③$ でマイナスになるため、輸出税は正当化されない。他方で、輸出国の政策が国際価格に影響する大国の場合は、輸出税を課すと国際価格も上昇して③輸出税収入が更に増加するため、国全体の経済厚生は $① < ② + ③$ でプラスになる可能性があり、輸出税が正当化される(最適関税理論)。

第2は、政府が上記3主体の経済厚生に異なるウェイトを与える政治経済学的アプローチである。国際的や国内的な要因で国内の食料価格が上昇すると、消費者の経済厚生は低下する。それを回復するために、政府が②消費者の経済厚生に対してより大きなウェイトを与えると、輸出国が小国の場合でも、輸出税を課した場合の国全体の経済厚生の変化は $① < ② + ③$ でプラスになり、輸出税が正当化される。本節の第4項で紹介する作山(2012)やHe(2022)による実証分析は、こうした理論モデルを前提としている。

第3は、損失回避の考え方を導入した行動経済学アプローチである。具体的には、Giordani et al.(2016)は、上記3つの主体から成る経済厚生関数に、国内価格と連動する国際価格が基準価格を下回ると生産者を保護するために輸入関税が発動され、基準価格を上回ると消費者を保護するために輸出税が発動されるという損失回避の項目を追加した理論モデルを提示した。この理論モデルは、食料の国際価格の上昇に伴って輸出規制の発動が連鎖するメカニズムに関するミクロ経済学的な基礎を提供するもので、食料輸出規制発動の主因として食料価格の上昇を示唆している。その妥当性を最新のデータで検証したのが Mamun

and Laborde(2025)で、その分析結果は本節の第4項で示す。

(3) 食料輸出規制のデータセット

食料輸出規制に関してデータセットの特徴を第1表に要約した。このうち He(2022)は、次項で紹介する食料輸出規制の決定要因に関する実証分析のために当該筆者が作成したデータセットである。対象国が168か国と多く、全ての農産物をカバーし、品目の単位がHS6桁と詳細という利点もあるが、対象期間が2015年までと古く、期間の単位が年のため詳細な発動期間が不明という問題もある。また、Laborde(2024)は、IFPRI(国際食料政策研究所)が作成したデータベースである。全世界を対象に多くの農産物をカバーしているものの、品目の単位がHS4桁と大括りなことに加えて、対象期間が4回の価格高騰時のみ(①2007～2008年の食料価格高騰、②2010～2011年の食料価格高騰、③2020年の新型コロナウイルス感染症、④2022年のウクライナ戦争)で不連続なため、食料輸出規制の発動期間が不明という問題もある。

第1表 食料輸出規制のデータセット

区 分	He(2022)	Laborde(2024)	OECD(2024a)
作成主体	個人	IFPRI	OECD
対象国数	168 か国	期間ごとに異なる	28 か国
対象期間	2005-2015	2007-2023	2007-2024
期間の単位	年	日	日
対象品目	農産物	農産物	穀物と大豆
品目の単位	HS6 桁	HS4 桁	HS6 桁
対 象 措 置	輸出禁止	○	○
	輸出割当	○	○
	輸出許可	○	○
	輸出税	○	○
	最低輸出価格		○
	その他	○	○

これに対し、OECD(2024a)は、OECD(経済協力開発機構)が作成したデータベースである。対象期間は、2007年以降に新設された措置を2024年4月までをカバーしており、He(2022)よりも長く、Laborde(2024)とは異なって期間の中断がないため、措置の発動期間が日単位で分かるのが最大の利点である。対象措置が6種類と多く、品目の単位がHS6桁と詳細な点も優れている。他方で、対象国がAMIS(農業市場情報システム)への参加国を中心とした28か国に限られている。具体的には、G20参加国(アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、欧州連合、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、英国、米国)に加えて、スペインとAMIS対象作物の主要輸出入国7か国(エジプト、カザフスタン、ナイジェリア、フィリピン、タイ、ウクライナ、ベトナム)で、この28か国は、対象作物の世界生産量、消費量、貿易量の約80～90%を占めている(OECD, 2024b: 9)。加え

て、対象品目が4つの主食作物（とうもろこし、米、大豆、小麦）のみという限界もある。

本章では、対象期間が長く、食料輸出規制の正確な発動期間が分かるため、次節以降では OECD 食料輸出規制データベース（OECD, 2024a）を用いる。OECD データベースは、対象品目の集計レベルに応じて2種類のデータセットがある。このうち集計版(Aggregated Database)は、対象品目を上記の4品目と「とうもろこし+小麦」と「とうもろこし+大豆」を合わせた6グループに統合し、件数は486件である。他方で、詳細版(Detailed Database)は、HS6桁やそれより細かい分類（すなわちHS8桁やHS10桁）で記録しており、件数は736である。本章では、第4節では集計版を用いる一方で、第5節では詳細版を用いる。

（4）食料輸出規制の発動要因

第2項で示した食料輸出規制の決定要因に関する理論モデルについて、実際のデータで検証した実証研究として、作山(2012)、Schulz(2020)、He(2022)、Mamun and Laborde(2025)が挙げられる。このうち、Schulz(2020)は、対象がサブサハラアフリカの36か国に限定されているため、第2表にはそれを除いた3つの先行研究の結果を要約した。

まず、推計モデルに関しては、全ての先行研究において、従属変数は食料輸出規制の発動を1、非発動を0とするプロビット・モデルを用いている。また、対象とする食料輸出規制の範囲については、全ての先行研究が輸出制限と輸出税の両方を対象としている。データの構造については、作山(2012)は、2007～2008年の食料価格高騰時を対象とした国を単位とする横断面データなのに対して、He(2022)は国×品目×年のパネルデータ、Mamun and Laborde(2025)は国×品目×月のパネルデータである。データソースに関しては、作山(2012)は既存の国際機関のデータを活用しているのに対し、He(2022)は、前項で紹介した独自のデータセットを用い、Mamun and Laborde(2025)は、前項で紹介した IFPRI が作成したデータベースである Laborde(2024)を用いている。

独立変数は、依拠する理論モデルに応じて異なっている。すなわち、作山(2012)は財政状況を中心としているのに対し、He(2022)と Mamun and Laborde(2025)は広範な要因を対象としている。これらの推計結果をまとめると、輸出規制の発動を促進する統計的に有意な要因は、発展段階（エンゲル係数の高さ）、農業生産（穀物自給率の高さ）、市場構造（市場支配力（輸入需要弾性値の逆数）の強さ、川下の市場集中度の高さ、品目生産量の対世界割合の高さ）、価格の動向（物価上昇率、食料価格上昇率、国際価格変化率）、自然条件（気温の高さ）だった。これに対して、輸出規制の発動を抑制する統計的に有意な変数は、政府統治（説明責任指数の高さ）、財政状況（財政収支率の高さ）、自然条件（人口密度の低さ）だった。

他方で、食料輸出規制の発動要因に関する実証研究には不十分な点が多い。すなわち、第2表に示したように、推計に用いたデータや独立変数は研究ごとに大きく異なっている。特に、He(2022)と Mamun and Laborde(2025)を比較すると、双方に共通な独立変数のうち都市化度、農業の GDP 割合、1人当たり農地面積、降水量は、係数が統計的に有意だが符号は反対となっている。このように、食料輸出規制の発動要因については、理論と実証の両

方で更なる研究が必要である。

第2表 輸出規制の発動要因に関する先行研究の比較

区 分		作山(2012)	He(2022)	Mamun and Laborde(2025)
推計モデル		プロビット	プロビット	プロビット
対象措置		全て	全て	全て
データ	構造	横断面	パネル	パネル
	対象国数	63	168	38
	対象期間	2007～2008 年	2005～2015 年	2007～2022 年
	期間の単位	年	年	月
	対象品目数	1 (農産物)	527 (HS6 桁)	194 (HS4 桁)
観測数		63	78,337	56,776
発展段階	エンゲル係数	+		
	1人当たり GDP		×	×
	都市化度		+	—
	成人の識字率		×	
政府統治	RTA 締結数		×	
	民主化度		×	
	説明責任指数			—
	政府効率性指数			×
財政状況	政府債務率	×		
	財政収支率	—		
農業生産	農業の GDP 割合		+	—
	1人当たり農地面積		—	+
	穀物在庫率	×		
	穀物自給率	+		
市場構造	市場支配力		+	
	川下の市場集中度		+	
	品目生産量の対世界割合			+
	品目輸出量の対世界割合			×
価格動向	物価上昇率			+
	食料価格上昇率			+
	国際価格変化率			+
自然条件	気温の二乗		+	
	降水量／降水量の二乗		—	+
	人口密度			—

注. 各推計における独立変数のうち、統計的に有意な促進要因は+, 抑制要因は—, 有意でない要因は×とした。

4. WTO 協定に違反する食料輸出制限の実態

本節では、WTO 協定に違反する輸出制限の判断基準を示した上で、その実態を解明する。

(1) 先行研究

WTO 設立協定の9条2項によれば、WTO 協定の解釈を採択できるのは閣僚会議と一般

理事会のみだが、食料輸出規制に関連する条文に解釈了解はないため、その WTO 協定との整合性の判断は紛争解決手続に委ねられる。以前は、GATT 11 条 2 項(a)の解釈が争われた紛争がなく、食料輸出規制の発動は実質的に野放しだった。しかし、2009 年に「中国の鉱物資源の輸出規制措置」、2021 年に「インドネシアの原材料に関する措置」について紛争解決パネルが設置され、GATT 11 条 2 項(a)の解釈が争点の一つとなった。後者の紛争は、敗訴したインドネシアが機能停止中の上級委員会に上訴したため未確定だが、前者の紛争は、パネル報告(WTO, 2011)と上級委員会報告(WTO, 2012)が 2012 年に WTO 紛争解決機関で採択された。この紛争の対象物品はボーキサイトで食料ではないが、GATT 11 条 2 項(a)に関して法的拘束力を持つ解釈が示された意義は大きい。

その解釈は以下のとおりである(川島, 2013)。まず、GATT 11 条 2 項(a)のうち、「食料その他輸出締約国にとって不可欠の產品」については、食料は「その他輸出締約国にとって不可欠の產品」に含まれず、自動的に GATT 11 条 2 項(a)が適用されるため、この紛争解決報告の意義は乏しい。また、「危機的な不足の防止又は緩和」については、上級委員会報告は、「決定的に重要な状況を構成し、又は極めて重要又は決定的な段階若しくは転換点に到達している重大な量の不足」と解釈した。このように、「危機的な不足」は厳格に解釈されたが、「防止」という文言から予防的な輸出制限の発動が可能で、それに違反する客観的な基準の策定は困難である。他方で、「一時的に課する」については、パネル報告は、「予め固定された期間」と解釈する一方で、上級委員会報告は、「期限が予め固定されているか否かにかかわらず、一時的な必要性を満たすために、限定的な期間にとられる措置」と解釈したものの、漫然と 10 年以上も継続された中国の輸出割当をいずれも WTO 協定違反と認定した。

上記の紛争解決報告の最大の意義は、「一時的に課する」の限定的な解釈を明確化したことである。つまり、耕種作物の多くは単年性で、危機的な不作でも翌年には回復が可能で、そうでなくても 1 年あれば国際価格が下落し、他の調達方法もあり得る。また、上記の農業交渉モダリティ 4 次案(WTO, 2008b)や CPTPP 協定でも、GATT 11 条 2 項(a)に基づく食料輸出制限の発動期間は最長 1 年とされている。このため、本章では発動期間が 1 年以上の輸出制限を WTO 協定違反と判断する。

(2) 発動状況

本節では、OECD(2024a)の集計版を用いて、食料輸出規制の措置別、品目別の件数を示す。

まず、第 3 表には、食料輸出規制の措置別の件数を示した。データベースに収録されている輸出規制の発動国は 11 か国で、発動件数の合計は 486 件だった。内訳を見ると、輸出税が全体の 30%を占めて最も多く、続いて輸出割当(27%)、輸出禁止(17%)、最低輸出価格(14%)の順となっている。

第3表 食料輸出規制の措置別の件数（2007～2024年）

国名	輸出制限					輸出税	合計
	輸出禁止	輸出割当	輸出許可	最低輸出価格	通関制限		
アルゼンチン	10	14	4			81	109
豪州			2				2
中国	1	30	6			7	44
エジプト	17	7	2			15	41
インド	29	48	4	24	15	2	122
インドネシア			8				8
カザフスタン	6	3				1	10
メキシコ						2	2
ロシア	19	7			1	33	60
ウクライナ		20	8			2	30
ベトナム	3	2	6	42		5	58
合計	85	131	40	66	16	148	486

資料：OECD(2024a)の集計版から筆者作成。

次に、第4表には、食料輸出規制の品目別の件数を示した。内訳を見ると、米が全体の42%を占めて最も多く、続いて小麦（27%）、とうもろこし（17%）、大豆（14%）の順となっている。

第4表 食料輸出規制の品目別の件数（2007～2024年）

国名	とうもろこし	米	大豆	小麦	とうもろこし+小麦	とうもろこし+大豆	合計
アルゼンチン	23	20	44	22			109
豪州				2			2
中国	3	19	5	2	15		44
エジプト	7	28		6			41
インド	16	66	13	22		5	122
インドネシア		8					8
カザフスタン	1		4	5			10
メキシコ	2						2
ロシア	14	7	12	23	4		60
ウクライナ	13	1		16			30
ベトナム	2	56					58
合計	81	205	78	98	19	5	486

資料：OECD(2024a)の集計版から筆者作成。

（3）検証結果

第5表には、GATTで規律されているのは食料輸出制限のみのため、輸出税のみのメキシコを除外した上で、WTO協定違反の判断基準として発動期間を1年で区切った食料輸出制限の発動期間別の件数を示した。この際に、OECDデータベース(2024a)は2024年4月末時点であるため、その時点で継続中の輸出制限の発動期間は、2024年4月30日までとした。第5表によれば、発動期間が1年以上の食料輸出制限を実施している国はカザフスタンとロシアを除く8か国だった。また、発動期間が1年以上の食料輸出制限の件数は81件で、全体の24%を占めていた。さらに、それを国別に見ると、件数ではインドが45件

で最多なのに対して、割合ではインドネシアが 63%で最多だった。発動期間が 1 年以上の食料輸出制限の目的については、国内価格や国際価格の変動の緩和であれば長期間の発動は不要で、輸出税は除かれているため歳入も得られないことから、国内加工業の保護や国際市場での交易条件の改善も考えられる。

第 5 表 食料輸出制限の発動期間別の実績（2007～2024 年）

国 名	件 数			割 合 (%)		
	1 年未満	1 年以上	合 計	1 年未満	1 年以上	合 計
アルゼンチン	23	5	28	82	18	100
豪州		2	2	0	100	100
中国	30	7	37	81	19	100
エジプト	21	5	26	81	19	100
インド	75	45	120	63	38	100
インドネシア	3	5	8	38	63	100
カザフスタン	9		9	100	0	100
ロシア	27		27	100	0	100
ウクライナ	27	1	28	96	4	100
ベトナム	42	11	53	79	21	100
合計	257	81	338	76	24	100

資料：OECD(2024a)の集計版から筆者作成。

5. 食料輸出制限の WTO 通報の遵守状況

本節では、複数のデータセットを接合することで、食料輸出制限に関する WTO 通報の遵守状況を検証する。

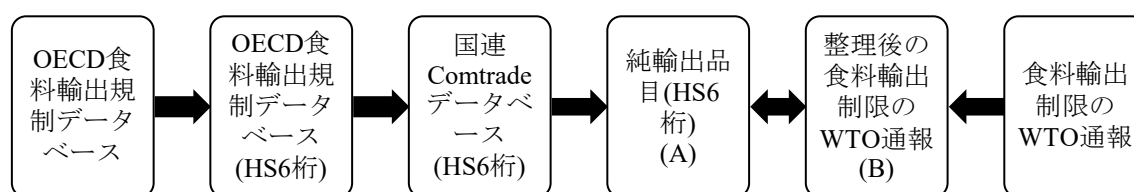
（1）先行研究

WTO への通報義務の遵守状況に関して、定期的な通報については複数の先行研究が存在する。特に、Karas and Parizek(2020)は、農業協定を含む様々な WTO 協定に基づく定期的な通報義務の遵守状況を整理した上で、回帰分析に基づく統計的に有意な決定要因として、経済規模、政府の効率性、国際機関への加盟、民主化度を挙げている。しかし、食料輸出制限については、その通報は定期的な義務ではなく、発動国が発動した際に随時行うものであり、「通報すべきだったのに通報されなかった措置」は把握できないため(Wolfe, 2013: 17)、対象外とされている。このため、WTO 農業協定に基づく定期的な通報義務の遵守状況に関する WTO 事務局の定期的な報告(WTO, 2024)にも、食料輸出制限は含まれていない。

（2）データセットと手法

食料輸出制限に関する WTO 通報の遵守率は、第 3 節で紹介した OECD 食料輸出規制データベース (OECD, 2024a)、国連 Comtrade データベース (United Nations, n.d.)、WTO 農業委員会への食料輸出制限の通報 (WTO, n.d.) という 3 つのデータセットを、第 1 図に示

した手順で接合することで算出する。まず、OECD 食料輸出規制データベースに掲載されている食料輸出制限を HS6 桁に再集計し、国連 Comtrade データベースと接合することで、WTO への通報義務がある純輸出品目の件数を特定する (A)。また、WTO 通報に関する各国間の不整合を統一し、発動件数と比較可能な形式に整理する (B)。その結果、 $B \div A \times 100$ が、純輸出品目に対して発動された食料輸出制限の件数 (A) のうち実際に WTO に通報された件数 (B) であり、通報義務の遵守率となる (これは開発途上国の例で、先進国は全ての輸出数量制限の通報が義務)。こうしたデータの接合を行うため、各データセットに対して以下の修正を施した。



第 1 図 食料輸出制限の WTO 通報遵守率の算出方法

1) OECD 食料輸出規制データベース

OECD 食料輸出規制データベースは、第 3 節で紹介したように、2007 年から 2024 年 4 月までの AMIS 参加 28 か国による穀物と大豆に対する食料輸出規制を収録している。第 4 節ではその集計版を用いたが、品目の貿易収支を表す後述の国連 Comtrade データベースの括りは HS6 桁であるため、それとの接合が可能な詳細版を用いる。具体的には、制限措置の種類、国、品目に関して、以下の修正を加えた。

まず、制限措置については、WTO 農業協定 12 条 1 項で WTO に通報が義務付けられているのは、GATT 11 条 2 項(a)に規定される輸出制限のみのため、輸出税を除外する。これによって、輸出税しか発動していないメキシコが除外される。

また、国については、データベース開始日である 2007 年 1 月 1 日以降に WTO に加盟した国については、その間に発動し輸出制限を除外する。具体的には、ベトナム (2007 年 1 月 11 日加盟)、ウクライナ (2008 年 5 月 16 日加盟)、ロシア (2012 年 8 月 22 日加盟)、カザフスタン (2015 年 11 月 30 日加盟) が該当する。

さらに、品目については、重複を避けるため以下のケースで記録を 1 件に統合する。第 1 は、同一の輸出制限が空白期間なく延長された場合でも、別々の措置として記録されているケースである (OECD, 2024c: 10)。第 2 は、特定の国を輸出禁止の対象から除外するために設けられた補完的な国別輸出割当が、元の輸出禁止とは異なる措置として記録されているケースである (OECD, 2024c: 16)。第 3 は、輸出制限の対象品目が、HS8 桁や HS10 桁で記録されているケースである。国連 Comtrade データベースにおける最も詳細な分類は HS6 桁のため、こうした記録は HS6 桁で 1 つの記録に統合する。

これらの修正の結果、食料輸出制限の記録数は詳細版の 736 件から 486 件に減少する。

これは、第3表や第4表に示した集計版の合計と一致するが、集計版には本節で除いた輸出税を含んでおり、集計のレベルも異なるため、偶然に過ぎない。

2) 国連 Comtrade データベース

国連 Comtrade データベースは、1962 年以降の約 200 か国における輸出入の金額と数量を HS6 桁で提供している。WTO 農業協定 12 条 2 項では、開発途上国の純輸入品目は通報義務が免除されているため、このデータで当該食料が通報義務の対象か否かを判断できる。ある食料に関して、輸出が輸入を上回る場合に、当該国は「当該食料の純輸出国」とみなすという共通理解があるが (WTO, 2013: 3)、貿易収支を「金額」と「数量」のどちらで判断するかは WTO で未解決である。本章では、簡便性と品目間の一貫性を考慮し「金額」を採用する。もう一つの問題は、貿易収支を計算する際の基準期間で、日本政府は WTO 農業委員会に対し、5 年平均、5 年オリンピック平均、3 年平均など多様な選択肢を提示した (WTO, 2014)。しかし、特に複数年平均の場合、全ての輸出制限に適用可能な客観的基準を確立することは困難なため、本章では簡便性を重視し、輸出制限が発動された前年とする。したがって、対象品目の貿易収支は、輸出制限を実施した国の前年における HS6 桁の輸出額から輸入額を差し引くことで算出する。

3) 食料輸出制限の WTO 通報

WTO 農業協定 12 条 1 項(b)に規定された食料輸出制限の通報に必要な情報は、WTO 農業委員会の決定に明記されており、①品目の説明、②関税番号、③導入措置の性質と正当性、④措置の適用期間が含まれる (WTO, 1995a: 32)。1995 年から 2024 年にかけて 16 か国が 51 件を通報したが、各国の通報には多くの不整合があるため、以下の修正を加える。第 1 に、WTO への通報義務がない輸出税の通報を除外する (例えば、キルギスによる 2008 年の通報)。第 2 に、同一製品に対する食料輸出制限が空白期間なく延長された場合は、重複を避けるため複数の通報を 1 件に統合する (例えば、2010 年のウクライナの通報)。第 3 に、発動期間が異なる複数の品目を束ねた通報は、発動期間ごとに分割する (例えば、カザフスタンの 2022 年及び 2023 年の通報)。この結果、通報は 42 件に減少した。ただし、通報における品目の括りは、加盟国ごとに HS4 桁から HS10 桁までと様々で、穀物と大豆以外の多様な品目を含んでいる。つまり、WTO 通報の全てを OECD データベースと照合するのではなく、OECD データベースと一致した通報のみを義務を履行したものと見なす。

(3) 発動状況

第 6 表には、前項で示した方法により算出した、2007 年から 2024 年 4 月までの 28 の AMIS 参加国が発動した食料輸出制限について、措置別の発動件数を示した。10 か国が計 486 件の食料輸出制限を発動し、国別では、インドが最多で、次いで中国、アルゼンチン、ベトナム、ウクライナが続いた。また、措置別では、185 件の輸出割当が全体の 38%と最多で、輸出禁止、輸出許可、最低輸出価格が続き、通関制限は少なかった。

第6表 食料輸出規制の措置別の件数（2007～2024年）

	輸出禁止	輸出割当	輸出許可	最低輸出価格	通関制限	合計
アルゼンチン	41	15	17			73
豪州			4			4
中国	1	47	26			74
エジプト	26	8	2			36
インド	16	27	4	38	12	97
インドネシア			8			8
カザフスタン	5	9				14
ロシア	20	23			2	45
ウクライナ		48	18			66
ベトナム	8	8	12	41		69
合計	117	185	91	79	14	486

資料：OECD(2024a)の詳細版から筆者作成。

また、第7表には、同期間のAMIS参加国における食料輸出制限の品目別の件数を示した。米に対する発動件数が190件と全体の39%を占めて最も多く、その次が小麦、とうもろこし+大豆、とうもろこしの順となっていた。

第7表 食料輸出規制の品目別の件数（2007～2024年）

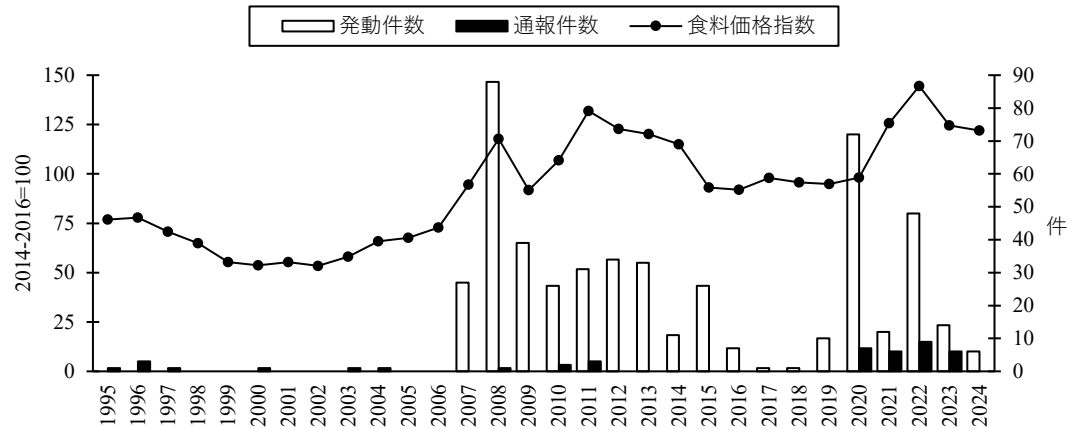
国名	とうもろこし	米	大豆	小麦	とうもろこし+小麦	とうもろこし+大豆	合計
アルゼンチン	17	8	16	32			73
豪州				4			4
中国	7	16		8		43	74
エジプト	3	27		6			36
インド	13	50	9	17	8		97
インドネシア		8					8
カザフスタン	1		4	9			14
ロシア	4	8	4	9		20	45
ウクライナ	16	4	2	44			66
ベトナム		69					69
合計	61	190	35	129	8	63	486

資料：OECD(2024a)の詳細版から筆者作成。

（4）検証結果

第2図には、食料価格と食料輸出規制の連動を確認するために、FAO（国連食料農業機関）の食料価格指数(FAO, 2025)と食料輸出制限の発動件数及び食料輸出制限のWTO通報件数の推移を示した。これら3つの変数間の一致度を見るために相関係数を算出した。まず、食料価格指数と食料輸出制限の発動件数の相関係数（2007～2024年）は0.19と小さく、食料価格の上昇と食料輸出規制の発動は必ずしも連動しているわけではなかった。また、食料価格指数と食料輸出制限のWTO通報件数の相関係数は0.70と大きかった。他方で、食料輸出制限の発動件数とWTO通報件数の相関係数は-0.17とマイナスだった。前者の集計レベルはHS6桁で一致しているのに対し、後者の集計レベルは加盟国間で一致して

いないという違いはあるものの、こうした大きな乖離は、大半の国が食料輸出制限を WTO に通報していないことを示唆している。



第 2 図 食料価格指数と食料輸出制限の発動・通報の件数

資料：OECD(2024a)の詳細版，FAO(2025)，WTO(n.d.)から筆者作成。

第 8 表には、WTO 農業協定 12 条 2 項に基づく WTO 通報の遵守率を示した。WTO における先進国と開発途上国の分類は、WTO 加盟国については WTO(2025a)、後発開発途上国 (LDCs) については WTO(2025c)、LDCs を除く開発途上国については WTO(2025b)である。WTO(2025b)と WTO(2025c)に記載されている WTO 加盟国は、広義の開発途上国で、残りの WTO 加盟国を先進国とした。

第 8 表 食料輸出制限に関する WTO への通報義務の遵守状況（2007～2024 年）

国 名		品目数					遵守率 (%)
		純輸出	純輸入	実績なし	通報対象	通報実施	
		A	B	C	D	E	
先進国	豪州	0	0	4	4	0	0.0
	ロシア	22	11	12	45	0	0.0
開発 途上国	アルゼンチン	60	4	9	60	0	0.0
	中国	44	24	6	44	0	0.0
	エジプト	18	16	2	18	0	0.0
	インド	74	14	9	74	0	0.0
	インドネシア	1	7	0	1	0	0.0
	カザフスタン	9	5	0	9	3	33.3
	ウクライナ	31	21	14	31	7	22.6
	ベトナム	62	7	0	62	6	9.7
合 計		321	109	56	348	16	4.6

先進国である豪州とロシアは、WTO 農業協定 12 条 2 項によれば、貿易収支に関わらず全ての食料輸出制限を通報する必要があるため、第 8 表における D 欄の通報対象品目数は A～C 欄の合計となる。一方で、開発途上国は、輸出制限を発動した農産物が純輸出品目の

場合を除いて通報義務がないため、第 8 表の D 欄の通報対象品目数は A 欄と等しくなる。この結果、豪州、ロシア、アルゼンチン、中国、エジプト、インド、インドネシアは、1 件も通報せず、遵守率は 0%だった。他方で、食料輸出制限を発動した純輸出品目の一部を WTO に通報したカザフスタン、ウクライナ、ベトナムは、遵守率がそれぞれ 33.3%、22.6%、9.7%だった。全体をまとめると、2007 年から 2024 年 4 月までに食料輸出制限を発動した 10 か国合計の WTO 通報の遵守率は 4.6%に過ぎなかった。こうした遵守率を規定する一因としては、WTO 加盟の時期が考えられる。すなわち、通報義務を部分的に履行した上記 3 か国は、ロシアを除けばいずれも 2007 年以降の新規加盟国で、WTO 加盟に伴う WTO 協定の学習経験が寄与していると考えられる。

6. 食料輸出規制の規律強化に向けた提言

本節では、前節までの分析結果を踏まえて、食料輸出規制の規律強化に関する日本の戦略に関して政策提言する。

(1) 先行研究

食料輸出規制に対する規律強化に関しては、農業経済学と国際経済法の分野で具体案が示されている。まず、前者に関しては、Sharma(2011:23-25)は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意(URAA)における輸入制限の規律を輸出制限にも対称的に適用する観点から、①輸出関税割当（一定の輸出量に低率の輸出税、それを超える輸出量に高率の輸出税を賦課）と、②可変輸出税（国際価格が上がるほど高率の輸出税を賦課）の 2 案を提示している。また、Anania(2013:26-34)は、①食料援助向けの国際機関による食料購入を輸出制限から除外、②GATT 11 条 2 項(a)の用語の明確化による通報の改善、③最低輸出義務の創設（URAA の最低輸入機会と対称）、④食料純輸入開発途上国に対する輸出制限の禁止、⑤輸出制限の輸出税への転換と譲許（URAA の数量制限の関税化と対称）という 5 つの選択肢を提示している。

他方で、後者のうち、McMahon(2022)は、WTO 農業協定 12 条を変更する閣僚宣言案を提示し、①通報は発動から 60 日以内、②発動期間は原則として 12 か月以内、③純輸出国は過去 3 年間の貿易実績で判断、④農業委員会が宣言の実施を監視、⑤現行の輸出制限は撤廃、といった内容を含んでいる。他方で、Ghori(2023:225-229)は、ルール形成の場を WTO の枠外と枠外に大別した上で、前者の例として FAO 等の国際機関による行動規範の策定や RTA の締結、後者の例として新たな WTO 輸出制限協定の締結を挙げている。

(2) 政策提言

本章では、前節までの分析結果を踏まえて、食料輸出規制の規律強化に関する日本の戦略に関して政策提言する。

1) 発動期間の制限

第4節の分析結果(第5表)から、食料輸出制限の24%は発動期間が1年以上であることが分かった。こうした輸出制限は、「中国の鉱物資源の輸出規制措置」に関するWTO上級委員会報告における「一時的な必要性を満たすために、限定的な期間にとられる措置」という判例を踏まえれば、GATT 11条2項(a)の「一時的に課する」という要件を満たさないと考えられる。こうした解釈を担保して食料輸出制限の乱用を抑制するには、上記の上級委員会報告における「危機的な不足の防止又は緩和」や「一時的に課する」といった用語の解釈を反映した「GATT 11条2項(a)に関する解釈了解」をWTOの閣僚会議か一般理事会で採択すれば、法的な拘束力を持たせることができる(WTO設立協定9条2項)。

2) 通報の改善

第4節の分析結果(第8表)から、WTO通報義務の遵守率はわずか4.6%に過ぎないことが分かった。その一因は、食料輸出制限に関するWTO協定上の主要な用語の定義が確立されていないことにある(Sharma, 2011: 22-23)。

具体的には、GATT 11条2項(a)に関しては、「食料」(foodstuffs)の範囲にWTO加盟国間で合意がない。日本政府は、2015年のWTO農業委員会への提出文書で、「食料」には、農業協定附属書1に掲げる農産物を含む一方で、水産物(附属書1で除外されているため)や羊毛などの非食料(食用ではないため)は含まないとの共通認識はあると述べている(WTO, 2015: 1)。しかし、加工食品をどこまで含むかといった問題は残り、農業協定附属書1のように、「食料」の範囲を関税番号で規定しない限り曖昧さは解決しない。また、WTO農業協定12条でも、「可能な限り事前(に通報)」、「輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国」、「必要な情報」(以上は1項(b))、「ある食料の純輸出国」(2項)といった用語の定義もない。日本政府は、2014年のWTO農業委員会への提出文書で、食料の純輸出国を判断する基準期間の共通理解がない問題を提起した(WTO, 2014)。したがって、WTO通報義務の履行確保には、これらの用語の定義を確立することが必要である。

そこで参考になるのが、WTO農業協定16条に規定された、「改革計画が後発開発途上国(LDC)及び食料純輸入開発途上国(NFIDC)に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」(GATT, 1994)の実施例である。この決定の対象国は、WTO発足時の農業委員会決定(WTO, 1995b)において、「国連の経済社会理事会が認定した後発開発途上国」と「データが利用可能な直近5年間のうち任意の3年間における基礎的食料の純輸入国」と規定されている。ここで、「基礎的食料」(basic foodstuffs)は、「穀物、米、基礎乳製品、豆類、植物油、砂糖」とされている(WTO, 2002: 3)。また、上記のWTO農業委員会決定(WTO, 1995b)には、データに基づいて該当国のリストを更新し、毎年3月の農業委員会に提出することも明記されている(最新はWTO, 2023)。

ここで、上記決定の指定は国単位なのに対して、食料輸出制限に関する通報義務の免除は品目単位という違いはあるものの、上記決定の運用は有益な前例である。つまり、「食料」や「純輸出国」といった上記の曖昧な用語を定義した上で、その履行をWTO事務局が監

視する決定を WTO 農業委員会で採択すれば、食料輸出制限に関する WTO 通報義務の履行確保が期待される。ただし、基準期間と貿易収支は相互に影響する点に留意が必要である。つまり、輸出制限を発動すると輸出が減少して、当該国が純輸入国になる可能性が高まり、開発途上国の場合は WTO への通報義務の適用対象外となり得る。このため、純輸出国を判断する基準期間の決定は、こうしたモラルハザードを回避する必要がある、例えば、輸出制限が発動された年を基準期間から除外するといったことが考えられる。

3) 輸出税の扱い

上記の提言は食料輸出制限に関するもので、輸出税は対象外である。その理由は、輸出制限は GATT 11 条 1 項で原則として禁止され、その例外としての食料輸出制限が GATT 11 条 2 項(a)や WTO 農業協定 12 条で規律されているのに対して、輸出税は輸入関税と同様に明示的に認められているからである。つまり、輸入関税は、WTO 協定上のルールではなく、累次の交渉を経た各国の譲許表において漸進的に削減されており、輸出入を原則として対称的に扱う GATT を前提とすれば、輸出税も同様の扱いにならざるを得ない。こうした経緯を踏まえると、輸出税を維持する場合は譲許表に明記し、それ以外の輸出税の新設・維持を禁止するという CPTPP 協定のアプローチが参考になると考えられる。

7. おわりに

本章の貢献は、食料輸出規制に関する発動の実態を踏まえた規律の強化を提言した点にある。これまで、主に開発途上国が発動している食料輸出規制の目的や実態についての理解は、日本国内では十分ではなかった。このため、例えば WTO 農業交渉の日本提案 (WTO, 2000) でも、交渉戦略という面はあったにせよ、URAA で関税化された輸入制限との対称性を重視して、食料輸出制限の輸出税への転換とその譲許・削減を主張したが、その多くが一時的な措置という実態にはそぐわなかった。また、日本政府の WTO 交渉における食料輸出規制に対する姿勢は、輸入アクセスのような他の優先事項の影響を受けてきた (Sakuyama, 2016)。本章の分析で、食料輸出制限の発動期間や通報義務の履行状況が定量的に示されたことを受けて、こうしたエビデンスに即した交渉戦略の策定が期待される。

他方で、本章の分析には限界もある。第 1 に、OECD データベースに依拠したため、穀物と大豆という対象品目や AMIS 参加 28 개국という対象国が限定的となった。例えば、対象品目は、GATT 11 条 2 項(a)の「食料」だけでなく、上記の 1994 年 GATT 決定の「基礎的食料」より狭く、WTO 通報にある畜産物や砂糖等が含まれていない。また、対象国も、例えば、国際価格の上昇に伴う飢餓輸出を防止するために小国が発動する食料輸出規制は含まれていない。このため、本章で分析対象とした食料輸出規制は、件数で見れば全体の一部に過ぎない。第 2 に、第 4 章の発動期間に関する分析では、対象品目が穀物と大豆に限られているため、国内加工業の保護や国際市場での交易条件の改善といった目的での輸出規制が十分にカバーされていない可能性がある。第 3 に、第 5 章の通報の遵守状況に関

する分析では、発動実績のある国が 10 か国しかないため、Karlás and Parízek(2020)のような通報の決定要因に関する実証分析には至らなかった。第 4 に、現行の WTO 協定の規律を前提としたため、輸出税が対象から外れ、分析に基づく提言ができなかった。

2000 年代の後半以降は、食料価格の高騰だけでなく、新型コロナウイルス感染症等による輸出規制の頻発を受けて、経済安全保障に対する関心が世界的に高まっており、海外の学界でも輸出規制に関する研究成果が増えている。その中では、日本政府の食料輸出規制に関する WTO での提案(例えば WTO, 2000; WTO, 2008a, WTO, 2021)は、第 6 節第 1 項で言及した既存研究でも頻繁に言及され、高く評価されている。日本政府は、特に 2013 年から 2015 年にかけて、食料輸出制限の通報を改善するために、多くの WTO 加盟国と協議した結果を WTO 農業委員会に頻繁に提示しており(WTO, 2013; WTO, 2014, WTO, 2015), この分野の議論に大きく貢献してきた。地政学的な対立の高まりや米国の貿易政策等により、WTO を含めた多国間での合意は必ずしも楽観できない。しかし、日本が食料の大輸入国である以上、食料輸出規制に対する規律強化が国益に資することは不変であり、国内体制を整備した上で、国際的な場で一貫性のある継続的な取組みが必要と考えられる。

[引用文献]

【日本語文献】

川島富士雄(2013)「中国－原材料の輸出に関する措置（DS394, DS395, DS398）－輸出規制に対する規律に関する解釈の現状と課題－」RIETI Policy Discussion Paper Series, 13-P-015.

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/13p015.pdf>.

作山巧(2012)「食料輸出規制の発動要因：プロビット・モデルによる実証分析」『2012 年度日本農業経済学会論文集』：317-324.

作山巧(2023)「食料輸出規制の法と経済学：国際規律の非対称性と日本の食料安全保障への示唆」日本貿易学会第 62 回全国大会自由論題報告，日本貿易振興機構，2023 年 5 月 28 日

作山巧(2024a)「自由貿易と日本の食料安全保障」岩田伸人編著『WTO 体制下の貿易政策：過去・現在・将来』文眞堂：123-142.

作山巧(2024b)「国際貿易協定における輸出規制規律の現状と課題：法的側面を中心に」日本貿易学会第 63 回全国大会自由論題報告，関西学院大学，2024 年 5 月 26 日

作山巧(2024c)「WTO 協定に違反する食料輸出制限の実態」，2024 年度日本フードシステム学会大会個別報告，九州大学，2024 年 6 月 23 日

作山巧(2025a)「WTO 協定に違反する食料輸出規制の実態と規律強化に向けた提言」，2025 年度日本農業経済学会大会特別セッション報告，日本大学，2025 年 3 月 30 日

作山巧(2025b)「WTO 通報義務の遵守状況の検証：食料輸出制限を事例として」，日本貿易学会第 64 回全国大会自由論題報告，日本大学，2025 年 5 月 24 日

山下一仁(2013)「食料の輸出制限に対する規制の有効性」RIETI Discussion Paper Series, 13-J-006.

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/13j006.pdf>.

【外国語文献】

- Anania, G. (2013) Agricultural Export Restrictions and the WTO: What Options Do Policy-Makers Have for Promoting Food Security? Issue paper 50. Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development. <https://www.files.ethz.ch/isn/173336/agricultural-export-restrictions-and-the-wto-what-options-do-policy-makers.pdf>.
- FAO (2025) FAO Food Price Index, 3 January 2025. <https://www.fao.org/worldfoodsituation/foodpricesindex/en/>.
- GATT (1994) Decision on Measures Concerning the Possible Negative Effects of the Reform Programme on Least-Developed and Net Food-Importing Developing Countries, Geneva: General Agreement on Tariffs and Trade.
- Ghori, U. H. (2023) *Export Restrictions and Export Controls: From WTO to the Realm of Global Security*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Giordani, P. E., Rocha, N. and Ruta, M. (2016) Food prices and the multiplier effect of trade policy. *Journal of International Economics* 101: 102-122. <https://doi.org/10.1016/j.jinteco.2016.04.001>.
- He, X. (2022) Political and economic determinants of export restrictions in the agricultural and food sector. *Agricultural Economics* 53: 439-453. <https://doi.org/10.1111/agec.12684>.
- Karlas, J. and Parízek, M. (2020) Supply of policy information in the World Trade Organization: cross-national compliance with one-time and regular notification obligations, 1995–2014. *World Trade Review* 19: 30-50. <https://doi.org/10.1017/S1474745618000393>.
- Laborde, D. (2024) Food and Fertilizer Export Restrictions Tracker, International Food Policy Research Institute. <https://public.tableau.com/app/profile/ifpri.food.security.portal/viz/shared/2CPYTB4G8>.
- Mamun, A. and Laborde, D. (2025) Role of international price and domestic inflation in triggering export restrictions on food commodities. *Agricultural Economics* 56(6): 905-923. <https://doi.org/10.1111/agec.70041>
- Marceau, G. (2016) WTO and export restrictions, *Journal of World Trade* 50(4): 563-586. <https://doi.org/10.54648/trad2016024>.
- McMahon, J. A. (2022) Discipling export prohibitions and restrictions to promote food security. *Global Trade and Customs Journal* 17: 492-500. <https://doi.org/10.54648/gtcj2022069>.
- OECD (2024a) OECD Database on Export Restrictions on Staple Crops, Paris: Organisation for Economic Cooperation and Development. <https://www.oecd.org/en/topics/sub-issues/agro-food-trade/export-restrictions-on-staple-crops.html>.
- OECD (2024b) “Export Restrictions on Staple Crops since 2007: An Overview based on the OECD Database on Export Restrictions on Staple Crops”, OECD Food, Agriculture and Fisheries Papers, No. 210, Paris: OECD Publishing. <https://doi.org/10.1787/ccfa8a95-en>.
- OECD (2024c) Methodology of the OECD Database on Export Restrictions on Staple Crops, Paris: OECD Publishing. <https://doi.org/10.1787/afad5112-en>.
- Sakuyama, T. (2016) “Japan’s Quest for Food Export Disciplines in Trade Negotiations: A Critical Assessment of Its Economic Partnership Agreements,” *Japanese Journal of Rural Economics* 18: 62-67. <https://doi.org/10.18480/jjre.18.62>.

- Sakuyama, T. (2025c) In Search of Transparency in Food Export Restrictions: Cross-National Compliance with Notification Obligations in the World Trade Organization, Poster Presentation, XVIII Congress of the European Association of Agricultural Economists, 28 August 2025, Bonn, Germany.
- Schulz, N. (2020) The Politics of Export Restrictions: A Panel Data Analysis of African Commodity Processing Industries, *World Development* 130: 104904. <https://doi.org/10.1016/j.worlddev.2020.104904>.
- Sharma, R. (2011) Food Export Restrictions: Review of the 2007-2010 Experience and Considerations for Disciplining Restrictive Measures, FAO Commodity and Trade Policy Research Working Paper, NO.32. Rome: Food and Agriculture Organization of the United Nations.
https://www.fao.org/fileadmin/templates/est/PUBLICATIONS/Comm_Working_Papers/EST-WP32.pdf.
- United Nations (n.d.) 国連 Comtrade Database. Statistics Division, Department of Economic and Social Affairs, United Nations. <https://comtradeplus.un.org/>.
- Wolfe, R. (2013) Letting the Sun Shine in at the WTO: How Transparency Brings the Trading System to Life, Staff Working Paper ERS-2013-03. Geneva: World Trade Organization. <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2231394>.
- WTO (1995a) Notification Requirements and Formats (Adopted by the Committee at its Meeting on 8 June 1995), G/AG/2, 30 June 1995. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (1995b) Decision by the Committee on Agriculture at its Meeting on 21 November 1995 Relating to the Establishment of a List of WTO Net Food-Importing Developing Countries for the Purposes of the Marrakesh Ministerial Decision on Measures Concerning the Possible Negative Effects of the Reform Programme on the Least-Developed and Net Food-Importing Developing Countries (The Decision), G/AG/3, 24 November 1995. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2000) Negotiating Proposal by Japan on WTO Agricultural Negotiations, G/AG/NG/W/91, 21 December 2000, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2001) United States – Measures Treating Exports Restraints as Subsidies: Report of the Panel, WT/DS194/R, 29 June 2001, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2002) Marrakesh Ministerial Decision on Measures Concerning the Possible Negative Effects of the Reform Programme on Least-Developed and Net Food-Importing Developing Countries - Inter-Agency Panel on Short-Term Difficulties in Financing Normal Levels of Commercial Imports of Basic Foodstuffs: Report of the Inter-Agency Panel, G/AG/13, 28 June 2002. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2008a) Proposal on Export Prohibitions and Restrictions: Communication from Japan and Switzerland, JOB(08)34, 30 April 2008, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2008b) Revised Draft Modalities for Agriculture, TN/AG/W/4/Rev.4, 6 December 2008, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2011) China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials: Reports of the Panel, WT/DS394/R, WT/DS395/R, WT/DS398/R, 5 July 2011, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2012) China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials: Reports of the Appellate Body, WT/DS394/AB/R, WT/DS395/AB/R, WT/DS398/AB/R, 30 January 2012, Geneva: World Trade Organization.

- WTO (2013) Work on Improving the Implementation of Notifications (Article 12 of the Agreement on Agriculture): Communication from Japan, G/AG/W/107, 7 March 2013. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2014) Work on Improving the Implementation of Notifications on Export Restriction – Determination of “Net-Food Exporter” –: Communication from Japan, G/AG/W/130, 2 March 2014. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2015) Work on Improving the Implementation of Notifications on Export Restriction – Definition of “Foodstuffs” –: Communication from Japan, G/AG/W/140, 26 February 2015. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2021) Proposal on Export Prohibitions and Restrictions: Submission by Japan; Israel; Republic of Korea; Liechtenstein, Switzerland and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu, JOB/AG/207, 19 July 2021, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2022) Ministerial Decision on World Food Programme Food Purchases Exemption from Export Prohibitions and Restrictions: Adoption on 17 June 2022, WT/MIN(22)/29, WT/L/1140, 22 June 2022, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2023) WTO List of Net Food-Importing Developing Countries for the Purpose of the Marrakesh Ministerial Decision on Measures Concerning the Possible Negative Effects of the Reform Programme on Least-Developed and Net Food-Importing Developing Countries, G/AG/5/Rev.12, 29 March 2023, Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2024) Compliance with Notification Obligations: Note by the Secretariat, Revision, G/AG/GEN/86/Rev.54, 12 November 2024. Geneva: World Trade Organization.
- WTO (2025a) Members and Observers, Understanding the WTO: The Organization. Geneva: World Trade Organization. <https://www.tfadatabase.org/en/developing-countries>.
- WTO (2025b) List of Developing Countries, Trade Facilitation Agreement Database. Geneva: World Trade Organization. <https://www.tfadatabase.org/en/developing-countries>.
- WTO (2025c) Least-developed countries, Understanding the WTO: The Organization. Geneva: World Trade Organization. https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org7_e.htm.
- WTO (n.d.) WTO Documents Online. Geneva: World Trade Organization. https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S005.aspx.
- Wu, C. H. (2021) *Law and Politics on Export Restrictions: WTO and Beyond*. Cambridge: Cambridge University Press.

2026（令和8）年 9月15日 発行

農林水産政策研究所連携研究スキームによる研究〔輸出制限的措置〕研究資料

食料輸出規制の規律強化に向けて―WTO協定に関する考察と提言―

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
